

第293回奈良県開発審査会議事要旨

日時・場所： 令和7年9月12日（金）9時00分～10時30分
Web 会議

出席委員： 前川委員、久保委員、島本委員、田中委員、井上委員、清水委員

出席幹事： 建築安全課（堂崎課長）
県土利用政策課（内田課長）
担い手・農地マネジメント課（片山課長）
景観・自然環境課（佐藤課長補佐）
水・大気環境課（山口係長）

傍聴者： なし

1 開会宣言等

2 議事

（1）議事録署名委員の選出
議事録署名委員に田中委員を選出

（2）議案審議
審査基準の改正（本提案）

本件了承される。
なお、本件について以下の質問があった。

田中委員：3月に決定済みの見直し方針の内容については本審査会の審議対象ではないと考えて良いか。

事務局：本審査会の審議の対象は提案基準の改正内容についてであり、見直し方針の内容については審議対象外である。

田中委員：「市町村まちづくり方針」から「ふるさとの保全と活用の方針」に名称が変更されている理由について説明願う。

事務局：改正素案では「市町村まちづくり方針」としていたが、概念の範囲がわかりにくいというご意見も踏まえ、内部で議論した上で「ふるさとの保全と活用の方針」という名前に決定させていただき、本日も報告したものである。

清水委員：「ふるさとの保全と活用の方針」の策定にかかる策定基準や手順などの運用イメージについて説明願う。

県土利用政策課：詳細については検討中であるが、統一した運用ができるよう、策定

基準や手順を記載したガイドラインを作成し市町村に示す予定である。

久保委員：「ふるさとの保全と活用の方針」策定の際、各市町村が住民の理解を得て、意思を引き出す方法が非常に重要である。ガイドライン等により、住民への周知が担保できるように進めてほしい。

田中委員：「ふるさとの保全と活用の方針」の県との協議について、協議時の観点について説明願う。

県土地利用政策課：協議時の観点としては、区域設定の妥当性や、地域住民の意向を踏まえた内容や範囲となっているかどうかがあると考えている。

前川会長：南部・東部地域に限定しない審査基準の改正が含まれている理由及び今改正する理由を説明願う。

事務局：国土交通省より示されている開発許可制度運用指針の改正や、空き家の問題への対応等についても喫緊に対応が必要なものと考えており、南部・東部地域における土地利用制度の見直しに併せて検討した結果、いずれの基準も、適法な既存建築物が存在している又はしていた場合に適用できるものであり、新規立地を認めるものではないこと等を踏まえて全県で適用することが適切であると考えている。

前川会長：人口減少の中でも、市街化調整区域内の既存集落を維持など、する目的での改正ということか。

事務局：その通りである。